

今後の課題における中間見直しの論点から

～都市像 2 未来を創る子育て・教育都市～

「未来を担う子どもたちの育成支援」

～都市像 3 みんなで築く健康・福祉都市～

「高齢期の暮らし」「地域医療」

品川区 企画部

都市像 2

1. 「未来を担う子どもたちの育成支援」を取り巻く現状と課題

(1) 子育て分野

- ①長計策定時の想定より若い世代の転入が増加しており、当面、乳幼児人口の増加が見込まれる。
- ②乳幼児人口の増加に加え、入園申込率の上昇により、保育需要の高止まりが見込まれる。
- ③区としては、今までも様々な子育て支援を行ってきたが、今年度より「子ども・子育て支援新制度」の準備がスタートし、平成 27 年 4 月の本格施行へ向け検討を進める必要がある。
- ④乳幼児人口はいずれ減少することが予測されるため、当面の対策と長期的な視点での検討が必要となる。
- ⑤待機児童対策と合わせ、在宅子育てへの支援など、品川区で安心して子育てできる環境の整備をしていく必要がある。
- ⑥発達障害等の特別支援事業等については、乳幼児期から青年期まで切れ目のない支援が求められている。

(2) 教育分野

- ①平成 12 年から品川区の教育改革プラン 21 を展開し、学校選択制や小中一貫教育を実践し、施設一体型の小中一貫校を 6 校開校した。
- ②いじめ等の防止・早期発見、解決のため、学校・家庭・地域との連携を強化していく必要がある。
- ③学校施設の耐震化工事については一定の目途がついたため、今後は、小中一貫教育のさらなる展開を図り、施設の改築等についての計画を検討する必要がある。
- ④近年、核家族化や少子高齢化、地域のつながりの希薄化等が進み、子育て家庭の教育力が低下し、児童虐待等に繋がるなど社会的な支援を必要とする家庭が増加しており、親への支援が課題となっている。
- ⑤国際化が進む中、グローバルな人材の育成が求められている。

(3) 人権分野

- ①配偶者や交際者等からの暴力被害（DV）等が社会問題となっており、さらなる人権意識を醸成していく必要がある。

2. 課題解消に向けた目標

(1) 子育て分野

- ①平成 27 年 4 月より、本格的に施行される「子ども・子育て支援制度」への移行後も、認可保育園・家庭的保育事業など総合的な待機児童対策に取り組み、待機児童の解消を図る。

- ②在宅子育て家庭の支援として、気軽に立ち寄れる居場所づくりや仲間づくり、相談体制を整備する。
- ③保幼小中連携を図り、乳幼児期から切れ目のない子育て・教育支援を行う。
- ④家庭の子育て・教育力の向上のため、親が子育ての楽しさを実感し、あわせて子育てに対する自覚・責任を持つように促す。
- ⑤特別支援事業等は、一貫した支援に取り組む。

(2) 教育分野

- ①地元の学校を選択した子ども・保護者はもとより通学区域外の学校を選択した子ども・保護者に町会の行事等に積極的に参加してもらえる仕組みを構築する。
- ②学校の教育活動を通して、地域貢献やボランティア活動を展開し教育の成果を地域に還元していく。
- ③いじめ等のない学校づくりを進め、品川学校支援チームの活動を通じ、早期発見、相談体制の強化など、いじめ等の防止、いじめ等を解決する力を育成する。
- ④国際社会の中で、将来、経済活動の原動力となる人材を育成する。

(3) 人権分野

- ①早い時期にDVの芽を摘むために取り組む。
- ②多様な生き方を理解し、いじめ等につながる差別意識をなくす。

3. 取り組みの方向

(1) 子育て分野

- ①民間活力による保育園の新規開設を推進し、受け皿の拡大を図る。
- ②認可外保育施設の認可化や子ども・子育て支援新制度で新設される地域型保育給付事業となる小規模保育、家庭的保育などへの移行を支援する。
- ③在宅子育て支援の拠点として、子育て交流サロンの開設を図る。
- ④すくすく赤ちゃん訪問事業など乳幼児からの総合的な支援を実施する。
- ⑤ワーク・ライフ・バランスの浸透を図り、子育てし易い環境を整える。
- ⑥赤ちゃんふれあい事業など、児童期から、親になるための支援をする。
- ⑦特別支援事業等は、専門家による相談体制の強化を図るなど、保幼小・中学・高校と成長段階の節目ごとでの連携を密にし、切れ目のない支援など教育環境の充実を図る。

(2) 教育分野

- ①地域との学校の連携プログラムを作成する。
- ②品川学校支援チームを設置し、いじめ・不登校・虐待等の問題に迅速かつ専門的に対応し、早期発見・解決を図る。
- ③小中一貫教育のさらなる展開を図り、施設の改築等についての計画を検討する。

(3) 人権分野

- ①大きな効果が期待できる思春期世代からの予防啓発に力を注ぐ。

都市像 3

1. 「高齢期の暮らし」を取り巻く現状と課題

- (1) 区の高齢者人口は平成 25 年 4 月現在で約 7.5 万人（総人口の 20.4%）であり、人口推計では平成 45 年に約 9.2 万人（約 25.5%）と一貫して増加することが見込まれている。
- (2) 健康づくり、介護予防の展開により、健康寿命の延伸を図る必要がある。
- (3) ひとり暮らし高齢者の増加により、日常生活上の手助けへの需要が高まると同時に、いわゆる孤立死の増加が懸念される。
- (4) 地域へ踏み出さない人（特に男性）を地域コミュニティへいかにつなぐかが課題となっている。
- (5) 団塊の世代を含む元気な高齢者が高齢社会を支える貴重なマンパワーとして地域で活躍できる“地域デビュー”の環境整備を進めるとともに、共助活動を担う様々な人たちを適切に支援することが求められている。
- (6) 現在の高齢者クラブに団塊の世代を取り込んでいくための体制づくりが必要となっている。
- (7) 認知症高齢者の増加に伴い、地域での見守り体制の構築と成年後見へいかにスムーズにつなぐことができるかが課題となっている。
- (8) 介護サービスニーズの多様化と増大が見込まれるなか、ケアマネジャーをはじめ、介護現場を担うスタッフが不足しており、福祉人材の養成を強化する必要がある。
- (9) 地域の身近な相談窓口である在宅介護支援センターは、要介護高齢者の増加に対応するため、一層の機能の充実が求められている。
- (10) 介護保険制度の今後を見据えつつ、増加する要支援者への地域での支え合い活動はますます重要になってくる。

2. 課題解消に向けた目標

- (1) 高齢者が自分らしく、いきいきと過ごすことができるよう、ふれあい・助け合いによって支える地域社会の実現。
- (2) 高齢者が、介護が必要になっても安心して暮らせる地域社会の実現。

3. 取り組みの方向

- (1) 高齢者の健康づくりと社会参加の推進
 - ① 健康寿命の延伸のために、自分に適した健康づくり、いきがづくり、介護予防を推進する。
 - ② 団塊の世代が高齢期を迎え、ますます多様化する高齢者ニーズや社会参加に対する関心・意欲の高まりに対応し、共助の必要性に応えるため、高齢者が活躍できる選択肢を幅広く用意し、効果的に提供していく。

(2) 高齢期の安心を支えるサービスの充実

- ① 住み慣れた地域での在宅生活が継続できるよう、適切なケアマネジメントのもと、在宅サービスを充実し、地域包括ケアシステムを推進する。
- ② 認知症高齢者や在宅における医療ニーズの増加が見込まれることから、地区ケア会議の拡充等により、医療と福祉の連携を一層強化する。
- ③ 認知症対策としてのグループホームや介護のセーフティネットとしての特別養護老人ホームなど、在宅生活が困難になった際に対応する多様な入居・入所系施設を整備する。

都市像 3

1. 「地域医療」を取り巻く現状と課題

- (1) 子どもが救急受診をする際の病院への過度な集中など、必ずしも緊急性が高いとはいえない患者への対応のため、救急病院では本当に緊急を要する人への対応がしづらい状況にある。
- (2) すべての区民が、救急医療から在宅療養まで安心して適切な医療を受けるため、地域の病院や診療所などの医療機関が連携を強化する必要がある。
- (3) 高齢者が退院後、在宅で生活するために必要な地域医療の体制整備が求められている。
- (4) 災害発生時に一人でも多くの命を救うための医療体制の整備や、新型インフルエンザ等の新興感染症発生時の緊急医療体制の整備などを進めていく必要がある。

2. 課題解消に向けた目標

- (1) 区民に「病院のかかり方」について正しい知識を広め、救急病院への過度の集中の改善を図る。
- (2) 区民が救急から在宅まで適切な医療を受診できるよう区内の医療機関の連携体制を整備する。
- (3) 高齢化が進む中、急性期を過ぎた高齢患者の病院からの退院先の確保や、在宅療養へのスムーズな移行、また再度悪化した場合にも適切に再入院できるよう、医療関係者・福祉・介護・行政の連携体制を強化する。
- (4) 災害時や新型インフルエンザ等新興感染症の発生時においても、病院と地域の診療所の役割分担のもと、連携して適切な医療を受けられるよう、災害時および緊急時の医療体制を平常時から検討・構築する。

3. 取り組みの方向

- (1) 救急医療の受診に必要な情報の提供と啓発活動
緊急を要しない患者が多い現状から、適切な「病院のかかり方」や応急診療制度の周知を図るとともに、かかりつけ医制度の浸透を図る。
- (2) 地域医療連携体制の構築
適切な医療サービスの提供と在宅療養を支援するため、地域医療連携体制を整備する。
- (3) 災害時・緊急時へ対応
災害時、緊急時に対応するため、「(仮称) 災害時医療連携会議」および「新型インフルエンザ等対策連絡会議」を設置する。